

ケアショップひまわり運営規程

(指定特定福祉用具販売・指定介護予防特定福祉用具販売)

(事業の目的)

第1条

有限会社メディカルサービス廿日市が開設する、ケアショップひまわり（以下「事業所」という）が行う指定特定福祉用具販売事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、都道府県知事が認定した専門相談員講習会修了者）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し適正な指定特定福祉用具販売・指定介護予防特定福祉用具販売の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業の実施にあたっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことのできるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減をはかる。
3. 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
4. 介護（要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る）及び、予防（利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえた適切な指定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、指定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す）サービスの提供を図る。

(事業所の名称)

第3条

1. 名称 ケアショップひまわり
2. 所在地 広島県廿日市市宮内字高通4347番地2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条

事業所に勤務する職員の職種・員数及職務内容は、次の通りとする。

1. 管理者 1名（専門相談員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも指定福祉用具貸与の提供に当たる者とする。
2. 専門相談員 4名（専従2名・兼務1名・非常勤専従1名）
専門相談員は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、あるいは介護者の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行う。

3. 事務職員 1名（専門相談員と兼務）

事務職員は、必要な事務を行う。

4. 業務補助員 1名

業務補助員は、必要な業務補助を行う。

（事業所の営業及び営業時間）

第5条

事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日・火曜日・木曜日・金曜日・土曜日とする（但し、8月14日より16日まで、12月30日より1月3日まで及び祝日を除く）。
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

（指定特定福祉用具販売・指定介護予防特定福祉用具販売の提供方法）

第6条

指定特定福祉用具販売・指定介護予防特定福祉用具販売の提供方法は、次の通りとする。

1. 目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売について、利用者（購入申込者）の同意を得る。
2. 提供に当たって、特定福祉用具の機能・安全性・衛生状態等に関し点検し、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
3. 居宅サービス計画等に特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具の販売が必要な理由が記載されるよう必要な処置をとる。

（取り扱う種目）

第7条

事業所で取り扱う福祉用具の種目は、次の通りとする。

1. 腰掛便座
2. 自動排泄処理装置の交換可能部品
3. 入浴補助用具
4. 簡易浴槽
5. 移動用リフトのつり具部分
6. 排泄予測支援機器
7. 固定用スロープ
8. 歩行器（歩行車を除く）
9. 単点杖（松葉杖を除く）、多点杖

（販売費用の額等の受領）

第8条

1. 特定福祉用具の販売を提供した際には、現に特定福祉用具の購入に要した費用の額等の支払を受けるものとする。
2. 品名ごと販売費用の額等は、目録に記載し、事業所に備え付けるものとする。
3. 販売費用の額の支払を受けた場合は、次の項目及を記載した書面を利用者に対して交付する
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 提供した福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額代の他必要と認められ事項を記載した証明

書

- (3) 領収書
- (4) パンフレットその他の当該特定福祉用具の概要等

(通常の事業実施地域)

第9条

通常の事業実施地域は、廿日市市、広島市とする。

(高齢者虐待防止)

第10条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 利用者に対する虐待防止に迅速かつ適切に対応するため虐待防止責任者を定め、必要な措置を講じる。
- (2) 虐待の防止に係る対策を検討するために委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (4) 基本的な職業倫理・専門性に関する学習を徹底し、ケアの質の向上を図る。また、関連する法律や規定の内容について研修等を通じて学び、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上を図る。
- (5) 家族等の介護者の高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を行う。
- (6) 虐待が疑われる事例を発見した場合、市町等関係機関に報告する。
- (7) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。
- (8) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備を行う。

(その他運営についての留意事項)

第11条

事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、以下の条項に留意して事業を行う。

- 1. 職員の研修
 - ① 採用時研修を入社6ヶ月以内に行う。
 - ② 継続研修を、年1回実施する。
- 2. 秘密の保持
 - ① 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
 - ② 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社メディカルサービス廿日市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 9月 1日に第4条・第5条を一部改正。

この規程は、平成20年12月 1日に第4条を一部改正。

この規程は、平成22年12月 1日に第1条・第2条・第4条・第6条を一部改正。

この規程は、平成24年 6月27日に第3条を一部改正。

この規程は、平成26年 6月 1日に第4条を一部改正。

この規程は、平成31年 2月 1日に第5条を一部改正。

この規程は、令和 2年 7月 1日に第4条を一部改正。

この規程は、令和 2年 8月 1日に第4条を一部改正。

この規程は、令和 3年 2月 1日に第4条を一部改正。

この規程は、令和 3年 9月 1日に第4条を一部改正。

この規程は、令和 5年10月 1日に第7条を一部改正。

この規程は、令和 6年 4月 1日に第7条・第10条・第11条を一部改正。